

1. 調査、検討すべき事項とその内容

(1) 災害履歴の把握

調査にあたり、地域内の内水、外水氾濫等、発生状況を把握する。また、山岳側地域内の土砂災害や下流域での河川氾濫の有無等、周辺の地形に起因して発生した災害、履歴も調査する。併せて、自然災害伝承碑等から被災、様相や被害状況等を確認する。

(2) 人口構造及び都市機能の把握

国勢調査から人口密度等、人口構造<sup>①</sup>を調査する。また、用途地域別の土地利用状況を把握する。このうち、段丘面及び段丘崖毎に整理し、災害リスクが比較的大きい箇所を位置する都市機能を特定する。

① 人口構造は、性別や年齢などの属性による分類ではないですか。人口密度は、分布ではないでしょうか。

(3) 地域別水害シミュレーションによる調査

山岳側、段丘崖側等、地形別への浸水シミュレーションを行い危険箇所、特定を行う。また、平野部の河川氾濫と山岳部への記録的短時間大雨等、パターン別の検討により、地域別、災害リスク<sup>②</sup>を抽出する。

② 地域別なのか、パターン別（雨の降り方？）なのか、どちらなのかよくわかりません。

(4) 広域的な流域の確認<sup>③</sup>

水系上に建地する自治体の防災計画を確認する<sup>④</sup>。また、災害時、支援体制やライン等、都市機能回復措置の内容を把握する。併せて、特定開発行為や盛土行為の有無及び排水設備整備状況を調査する。このほか、崩壊<sup>⑤</sup>による二次災害発生リスクを抽出する。

③ 流域とは、雨水が河川に流れ込む範囲なので「広域的な流域」との表現に違和感があります（広いも狭いもなく特定の範囲ではないでしょうか）。

- ④ 調査目的が良く分かりません。
- ⑤ 何が崩壊するのか分かりません。

2. 業務を遂行する手順の留意点、工夫点  
 (1) 検討組織の構築

河川・下水道管理者、学識経験者、隣接自治体及び  
 都道府県知事<sup>⑥</sup>等の委員の中から検討組織<sup>⑦</sup>を設置する。  
 流域・広域的観点から、上流・下流、本川・支川の  
 水バランスに留意し、各地域に位置する関係者を委員<sup>⑧</sup>  
 にする。行政は横断的に委員を組織<sup>⑨</sup>する等工夫を行う。

- ⑥ 他は属性なのに、ここだけ限定的ですね。
- ⑦ 構成を特定するより、考えを示した方が良くと思います。例えば、「多様な関係者からなる横断的な検討組織」としてはどうでしょうか。
- ⑧ シンプルに言うと「地域ごとに委員を選出する」ということですかね。表現がまどろっこしいです。また、前段でも組織の構成について説明しているのに、また構成についての話なので、2つを端的にまとめたほうが良いですね。
- ⑨ これは行政内組織のことですか、それとも行政選出の委員のことを言っているのですかね。良く分かりません。

※ 検討組織の設置という導入 STEP にも関わらず、説明が他に比べて多くバランスに欠けます。もっと大事なことに紙面を割くべきだと思います。

(2) 防災まちづくりの目標設定<sup>⑩</sup>  
 抽出された水害リスクを踏まえ<sup>⑪</sup>、都市基盤整備を推  
 進するための目標を設定する。設定にあたり、形骸化  
 しないよう「いつまでに、どの程度」等、守り性を確  
保するための具体策を示すことに留意<sup>⑫</sup>する。  
 (3) 方針検討の留意形成<sup>⑬</sup>  
 地域全体への方針を地区毎に方針を策定<sup>⑭</sup>する。策定  
 にあたり、各地域における住民の能動的参加を促すた  
 め、まち歩きや懇話会等、導入により住民参加を促す<sup>⑮</sup>

- ⑩ 目標設定の前に方針検討があるべきと考えます。(2)と(3)は順序が逆ではないでしょうか。

- ⑪ 方針検討の前には、課題設定が必要だと思います。リスク抽出がそのまま課題と読めなくもないですが、あくまでリスクなのでリスクヘッジする課題設定 STEP が必要だと思います。
- ⑫ 「いつまでに・どの程度」を示す理由は、安全性の確保ではなく、進捗管理しやすくするためではないでしょうか。
- ⑬ 合意形成に関する記述がありません。
- ⑭ 全体と地区ごとに方針を策定する理由が分かりません。
- ⑮ 「住民の能動的参加を促すため、・・・住民参加を図る。」ねじれています。

(4) 計画策定 ⑬

策定にあたり、流域内と連担自治体との連携を行う ⑭

ここに留意する。また、情報共有を図るため関係自治体や都道府県等との連携を確保する ⑮ 等工夫する。

例えば、各自治体間や、負担金等による持続的取り組みが実施 ⑯ されるよう工夫する。

- ⑬ 計画策定手順を書くべきなのに、小見出しが計画策定はおかしいです。内容は、3. 関係者との調整方策に書くべき内容ですかね。また、方針や目標を達成するための施策検討 STEP がありません。
- ⑭ 抽象的で何を連携させるのか分かりません。
- ⑮ これは、検討委員会とは別組織で、計画策定後の話をしているのでしょうか。そうであれば、計画策定手順ではないですね。
- ⑯ これも計画策定後の話ですか。

3. 関係者との調整方策

関係機関等における、各観点の情報に基づいた協議を行う。住民に対しては、自治体の一方的な情報提供だけでなく、ワークショップやパブリックコメントを通じた双方向の意見交換を行い調整する。